

※下線部は前回会議資料からの変更箇所

令和3年度人権に関する県民意識調査の概要（案）

1. 調査目的

県民の人権に関する考え方等を調査し、人権教育・啓発をはじめとする今後の人権施策を推進する上での基礎資料とする。

2. 調査方法

- (1) 調査時期…令和3年9～10月頃
- (2) 調査対象…県内在住の満18歳以上の者3,000人（外国籍住民を含む）

※性別欄については、フェイスシートを調査票の冒頭ではなく最後に配置した上で、「男」・「女」・「答えたくない」の3つの選択肢を設ける
- (3) 調査方法…調査票の郵送による自記式アンケート（無記名方式）※ハガキによる再依頼1回あり

回答方法は郵送またはオンライン（県HP「しがネット受付サービス」）

※外国籍対象者には、「やさしい日本語」に配慮して作成した調査票および以下の5種類の言語の翻訳調査票を一括送付
（翻訳対象言語）
ポルトガル語・中国語（標準語）・ベトナム語・タガログ語・英語

※その他、点字調査票も作成し、希望があれば送付できるよう準備する
- (4) 抽出台帳

選挙人名簿および住民基本台帳
- (5) 調査項目（概要）
 1. 人権についての考え方
 2. 自分が人権侵害を受けた経験および対応
 3. 他人が人権侵害を受けた場面に居合わせた経験および対応
 4. 関係法令（部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、
県の関係条例）の認知度
 5. 人権の個別分野ごとの課題
 - ・女性 ・子ども ・高齢者 ・障害者
 - ・外国人（ヘイトスピーチ（※）を含む） ・患者（エイズ・ハンセン病等の感染症、新型コロナウイルス感染症、医療の現場における患者）
 - ・犯罪被害者等 ・LGBTなど ・インターネットによる人権侵害

※ここでいう「ヘイトスピーチは、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）で定義されているような外国人（本邦外出身者）に対する不当な差別的言動を指す

6. 同和問題について
7. 人権尊重や人権侵害についての考え方
8. 人権啓発について
9. 人権が尊重される社会の実現に向けての考え方
10. 自由記述

(6) 質問数

○問（自由記述を除く）

※質問数には特段の上限を設けないが、回答者の負担が過度なものとならないよう、質問文の表現や選択肢の数、調査票のレイアウト等に可能な限り配慮する。

3. 質問設定の考え方および分析方法等

過去の調査からの経年変化を見る質問とその時々^の社会情勢を考慮した質問の両方を設けることにより、県民の意識の変化の状況および関心が高い人権問題に関する意識を確認する。

また、一部の質問については、回答結果をクロス集計することにより、人権に関する意識と行動の関連性等の分析ができるようにする。

【クロス集計対象項目】

- ・啓発活動への接触状況×人権が尊重される社会の実現に向けての考え方等
（啓発活動…広報誌、講演会・研修会等）

※他にも必要に応じて、クロス集計対象項目の追加を検討する

4. 調査結果の公表方法

調査結果および分析結果をとりまとめて報道機関に資料提供するとともに、県ホームページ上で公表する。